

緑政土木局が所管する工事に利用する改良路盤材プラント認定基準

(目的)

第1条 名古屋市緑政土木局が所管する公共工事（以下「公共工事」という。）に伴い生じる掘削路盤材を原材料として受け入れ、良質な改良路盤材を製造する改良路盤材プラント（以下「改良路盤材プラント」という。）を認定するための基準を定めることにより、公共工事で使用する改良路盤材の品質確保並びに建設リサイクルの推進を図ることを目的とする。

本基準で認定した改良路盤材プラント名を設計図書で明記する。

(改良路盤材の原材料の受け入れ条件)

第2条 プラントは、改良路盤材の原材料について、次に掲げる受け入れ条件等を満足しなければならない。

- (1) 改良路盤材の原材料のうち、公共工事^{※1}から受入れている掘削路盤材等の割合が、年間を平均して、90%以上占めていること。
- (2) 改良路盤材の原材料のうち、民間工事から受入れている掘削路盤材等の割合が、年間を平均して10%を超えており、民間工事からの受け入れに際して、有害物質の溶出量及び含有量の品質試験を行い、有害重金属類の含有量及び溶出量に関する試験成績表で、受入れ土が基準値以下であることを証明できること。
- (3) 公共工事に伴い発生する掘削路盤材を安定して受け入れができること。
- (4) 改良路盤材原材料は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される特別管理産業廃棄物である廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル（平成19年11月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）で規定される石綿含有廃棄物を含まないこと。
- (5) 臭気、悪臭を放つ掘削路盤材を受け入れていないこと。

※1 公共工事とは、土地収用法第3条に規定する公共の利益となる事業をいう。

(改良路盤材プラント事業者の資格要件)

第3条 改良路盤材プラント事業者の資格要件は、認定する際に下記に掲げる条件のいずれにも該当していないこと。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号若しくは6号に該当することにより一般建設業の許可若しくは特定建設業の許可を取り消され、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から、5年を経過しない者。
- (3) 前項の許可の取り消し処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に、建設業法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の収集、運搬又は処分（再生する事を含む）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者で当該届出の日から5年を経過しない者。
- (4) 前項に規定する期間内に同項に規定する届出があつた場合において、同項の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは使用人（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条で定める使用人及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の7、第6条の10で定める使用人。以下同じ。）であった者又は当該届出に係る個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者。
- (5) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者。
- (6) 建設業法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止期間が経過しない者。
- (7) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- (8) 建設業法、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条の2各号に掲げる法令の規定、若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

- (9) 名古屋市が行う調達契約等から暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日）に規定する排除措置の対象となる法人等に該当する者又は名古屋市が行う調達契約等から暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成20年1月29日 19財契第103号）第4条で規定する排除措置の通知を受けた法人等で第7条に規定する排除措置解除の通知を受けていない法人等に該当する者。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下暴力団員という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (11) 業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
- (12) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各項のいずれかに該当するもの。
- (13) 法人でその役員又は使用人のうちに、(1) から (4) まで又は (6) から (11) までのいずれかに該当する者のあるもの。
- (14) 個人で使用人のうちに、(1) から (4) まで又は (6) から (11) までのいずれかに該当する者のあるもの。
- (15) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始の決定を受けた者は該当していない者とする。
- (16) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
ただし、再生手続開始の決定を受けた者は該当しない者とする。
- (17) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの。

(改良路盤材の品質基準)

第4条 改良路盤材の品質基準は下記の表に示すとおりとする。

表1 改良路盤材の品質基準

管理項目	品質基準及び測定方法
粒度	改良路盤材の粒度範囲は、土木工事標準仕様書3.8.4アスファルト舗装の材料第18項表3-32による。
最大粒径	40mm以下
CBR値	即時CBR ^{※1} ・修正CBR 80%以上
特定有害物質の土壤溶出量基準及び土壤含有量基準	「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日 環告46号 平成28年3月29日一部改正) (以下「環境基準」という。) に定める項目ごとに、環境基準に定める測定方法 (以下「溶出量調査」という。) により測定した結果及び「土壤含有量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月6日 環境告19号) (以下「含有量測定基準」という。) に定める物質の種類毎に含有量測定基準に定める測定方法 (以下「含有量調査」という。) により測定した結果が、溶出量にあっては、環境基準に掲げる環境上の条件 (以下「溶出量基準」という。) に適合すること、含有量にあっては、土壤汚染対策法施行規則「別表第三」の下欄に掲げる要件 (以下「含有量基準」という。) に該当すること。

※1 即時CBRは、改良路盤材を安定させたあとで、4.5kgのランマーを用いCBRモールドで各層67回・3層突き固め供試体を作成し、養生日数なしで非水浸のCBR値をいう。

(改良路盤材の品質管理)

第5条 改良路盤材プラントは、下記に定める品質管理を行なっていること。

- (1) 特定有害物質（表2）による人への健康被害を防止するため、改良路盤材の「溶出量調査」及び「含有量調査」を、毎年2月及び8月に実施し、特定有害物質の種類毎に「溶出量基準」及び「含有量基準」に適合することを証明する品質証明書類を記録し、保管していること。

品質証明書類は、計量法に基づき都道府県知事に「計量証明事業所」として登録されている機関が発行したものでなければならない。

- (2) 特定有害物質（表2）のうち、第二種特定有害物質（重金属等）にあっては、前項の品質管理に加え、毎年5月および11月に「溶出量調査」及び「含有量調査」を実施し、「溶出量基準」及び「含有量基準」に適合することを証明する品質証明書類を記録し、保管するものとする。

品質証明書類は、計量法に基づき都道府県知事に「計量証明事業所」として登録されている機関が発行したものでなければならない。

- (3) 第4条で規定する改良路盤材の含水比については、改良路盤材プラント製造日毎に含水比試験を実施し、記録保管するものとする。

- (4) 第4条で規定する改良路盤材の粒度、最大粒径、CBR値に関する品質試験を月1回行うものとし、その結果を記録保管するものとする。

- (5) 改良路盤材の粒度範囲を調整するための碎石等を、民間からの受け入れに際して、有害物質の溶出量及び含有量の品質試験を行い、有害重金属類の含有量及び溶出量に関する試験成績表で、受け入れ碎石等が基準以下であることを証明できること。

- (6) 改良路盤材として、セメント系のものを使用する場合は、(1)及び(2)に加え、(1)及び(2)に規定する品質管理を実施する月以外の月においても、1ヶ月に1回以上、六価クロムの溶出量試験を行い「溶出量基準」に適合することを証明する品質証明書類を記録し保管するものとする。

品質証明書類は、計量法に基づき都道府県知事に「計量証明事業所」として登録されている機関が発行したものでなければならない。

- (7) 改良路盤材を購入したものがこれら品質管理の結果報告書を請求した場合、提出するものとする。

また緑政土木局長が、これら品質管理状況の報告を求めた場合、これに協力するものとする。

品質管理結果の記録媒体は、電子データ並び紙ベースを問わないものとするが、記録媒体の保管期間は、原則5年とする。

表2 特定有害物質

特定有害物質 (土壤汚染対策法第二条、土壤汚染対策法施行令第一条)					
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	第2種特定有害物質 (重金属等)	第3種特定有害物質 【農薬等】	四塩化炭素	カドミウム及びその化合物	
			クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	六価クロム化合物	
			1, 2-ジクロロエタン	シアノ化合物	
			1, 1-ジクロロエチレン	水銀及びその化合物 うちアルキル水銀	
			シス-1, 2-ジクロロエチレン	セレン及びその化合物	
			1, 3-ジクロロプロペン	鉛及びその化合物	
			ジクロロメタン	砒素及びその化合物	
			テトラクロロエチレン	ふつ素及びその化合物	
			1, 1, 1-トリクロロエタン	ほう素及びその化合物	
			1, 1, 2-トリクロロエタン		
			トリクロロエチレン		
			ベンゼン		
			1, 4-ジオキサン ^{※1}		
調査方法	土壤溶出量調査	調査方法	土壤溶出量調査及び 土壤含有量調査	調査方法	土壤溶出量調査

※1 1, 4-ジオキサンは、土壤汚染対策法施行令の特定有害物質の指定物質ではなく、土壤の汚染に関わる環境基準の指定物質である。

(改良路盤材プラントの設備)

第6条 改良路盤材プラントの設備は、下記に定める条件に適合するものとする。

- (1) 改良路盤材プラントの生産能力は、安定供給できる能力を備えているものとし、製造日最大生産能力は概ね400t以上とする。
- (2) 掘削路盤材の受け入れ容量は、公共工事に伴い発生する掘削路盤材を安定して受け入れができる設備容量を有しているものとし、概ね600m³以上の容量とする。
- (3) 改良路盤材の貯留容量は、安定した供給を確保することができる設備容量を有しているものとする。
また、貯留されている改良路盤材に対し、降雨や降雪等の影響による品質低下を防止する管理がなされ、出荷時の管理手法が確立されていること。
- (4) 改良路盤材の粒度範囲を調整するための設備として、周辺環境に配慮した防音対策を施した破碎装置、混合装置、ふるい設備を改良路盤材プラント内若しくは改良路盤材プラントに隣接して有していること。
- (5) 改良路盤材の品質を確保するために、改良添加剤自動計測装置を装備した添加剤供給設備を有していること。また、原材料自動計測装置と改良添加剤自動計測装置とが、連動し運転制御できる製造設備を有していること。
- (6) 掘削路盤材の受け入れ及び改良路盤材の搬出時に計量できるトラックスケール等の計量設備を有し、出荷伝票等で搬出搬入量を証明できること。
また、掘削路盤材の受け入れ実績並びに改良路盤材の搬出実績を記録保管しているとともに、緑政土木局長が請求した場合は提示できるよう整理していること。
- (7) 改良路盤材の品質管理に必要とする土質試験室を改良路盤材プラント内若しくは改良路盤材プラントに隣接して有していること。
- (8) 屋外に設置するコンベアには、周辺環境に配慮した粉じん対策を施した設備を有していること。

- (9) タイヤ洗浄装置等の設置など施設外道路等を汚さない配慮がなされていること。
- (10) 安全柵、入退場門等で第三者の出入りを規制できる保安、防犯設備を備えていること。
- (11) 事業者の名称・施設の名称・連絡先等必要事項を明記した標識等を施設にかかる公衆の見やすい場所に掲示されていること。
- (12) 改良路盤材プラントは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、建築基準法、消防法、工場立地法並びに愛知県条例「県民の生活環境の保全等に関する条例」、名古屋市条例「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」等の関係法令等を遵守し、必要とする許可を得たものであること。

(改良路盤材プラントの認定)

第7条

認定を希望する改良路盤材プラントは、第2条から第6条に規定する条件（以下「認定条件」という。）に適合することを証明するため、下記の各項に掲げる書類及び図面等（以下「事業実施書」という。）を提出する。

緑政土木局長は、認定条件との適合性について書類審査及び現地確認を行い、妥当と認められる場合には、公共工事で使用する改良路盤材の製造プラントとして認定するものとする。

事業実施書の記載事項

- 1) 事業者の名称
- 2) 施設名称
- 3) 改良路盤材プラント所在地
- 4) 敷地面積
- 5) 製造管理体制
(製造管理者・工程管理者・品質管理者等各管理者名
及び経験年数（同種管理経歴含む）を明記する。)
- 6) 生産能力及び年間生産量
製造日最大量（トン数、24時間稼働の場合は、24時間生産分その他の場合は、8時間換算分とする。）
月平均生産量（トン数、過去2年間の実績平均とする。）
年間平均生産量（トン数、過去2年間の年間生産量平均とする。）
月平均稼働日数（過去2年間の実績平均とする。）
- 7) 堀削路盤材受け入れ基準

- 8) ストックヤード貯留量 (ほぐし土量換算m³)
- 9) 改良路盤材プラントの主要施設概要及び施設配置図
(第6条 (1) ~ (11) に規定するものは、必ず明記する。)
- 10) 改良路盤材プラント営業日及び営業時間
- 11) 製造工程
(使用添加剤名を明記及び添加剤品質証明書を添付)
- 12) 関係法令に基づく設置許可証明書
(設置許可証明書に関する施設が分かる施設平面図または配置図を添付)
- 13) 品質管理計画及び品質管理及び品質試験結果証明書
(第5条に定める品質管理項目について、明記する。)
- 14) 改良路盤材販売価格 (別記 様式 1)
(荷渡し場所、ほぐし土量換算m³当り、単位体積重量、
令和〇〇年〇月～令和〇〇年〇月までの期間を有効期間とする)
- 15) 掘削路盤材受け入れ価格 (別記 様式 2)
(トン数当り、令和〇〇年〇月～令和〇〇年〇月までの期間を有効期間とする)
- 16) 過去3年間における掘削路盤材受け入れ実績表 (単位 : t)
(公共工事発注先別、民間発注別があれば民間別、年度別)
- 17) 過去3年間における改良路盤材出荷実績表 (単位 : t)
(公共工事発注先別、民間発注別があれば民間別、年度別)
- 18) 役員及び政令で定める使用人名簿
- 19) その他緑政土木局長が指定する書類

公共工事で使用する改良路盤材の製造プラントとして認定した改良路盤材プラントに対しては、緑政土木局長より、認定書（様式 3）を発行するものとする。

認定された改良路盤材プラントは、（3月～8月）、（9月～2月）毎に改良路盤材の品質管理結果を整理保管し、まとめ次第速やかに緑政土木局長に提出するものとする。

品質管理結果が、品質基準に明らかに適合しない場合には、緑政土木局長は認定された改良路盤材プラントに対し、認定書の無効通知（様式 4）を行うものとする。

（新規改良路盤材プラントの認定）

第8条

緑政土木局長が、認定した改良路盤材プラント以外のプラントが、新たに認定を希望する場合には、第7条に規定する事業実施書を緑政土木局長に提出し、緑政土木局長が認定条件との適合性について書類審査及び現地確認を行い、妥当と認めた場合には、公共工事で使用する改良路盤材の製造プラントとして認定するものとする。

品質管理結果の提示については、第7条の取扱いと同様とする。

また、認定書（様式 3）及び 認定書の無効通知（様式 4）の発行についても、第7

NO、10

条の取扱いと同様とする。

また、設計図書への明記についても、第1条と同様に取扱うものとする。

(改良路盤材プラント認定の取り消し)

第9条 公共工事で使用する改良路盤材の製造プラントに認定したプラントが、認定書通知を受けた以降において、認定条件に明らかに適合しない事実が発生した場合には、緑政土木局長は認定書の無効通知を行うものとする。

認定書の無効通知（様式 4）の発行は、第7条の取扱いと同様とする。

附則

この基準は、令和元年11月21日から施行する。

この基準は、令和元年12月25日から施行する。

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

NO. 11
(様式 1)
令和 年 月 日

(あて先)
名古屋市緑政土木局長

申請者(事業者)名称
代表者

改良路盤材販売価格表

有効期限 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

施設	名 称		
	所在 地	住 所	
事業者	名 称		
	所在 地	住 所	

1) 販売単価

項 目	単 価 (円/m ³)
改 良 路 盤 材	

- 備考)
- ・ほぐし改良路盤材 1 m³当りの工場渡し単価を記入すること。
 - ・ダンプトラック (10t車) にバックホウ (山積 0.8m³) で積み込む費用に相当する経費を単価に含めること。
 - ・施設から搬出先までの運搬費用を単価に含めないこと。
 - ・消費税抜きの単価を記入すること。

2) 販売する改良路盤材の供給能力

_____ m³/日 (_____ m³/月)

3) ほぐし改良路盤材単位体積重量

_____ t/m³

NO、12

(様式 2)
令和 年 月 日

(あて先)
名古屋市緑政土木局長

申請者（事業者）名称
代表者

掘削路盤材受入価格表

有効期限 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

施 設	名 称		
	所在 地	住 所	
事 業 者	名 称		
	所在 地	住 所	

掘削路盤材を受け入れる単価

土 質	単 價 (円／t)
切 り 込 み 碎 石	
ス ラ グ 碎 石	
再 生 碎 石	

備考) •ダンプトラック(10t車)で搬入する場合の単価を記入すること。
•消費税抜きの単価を記入すること。

NO. 13
(様式 3)
令和 年 月 日

(あて先)
事業者の名称
施設名称
代表者
様

名古屋市緑政土木局長

印

改良路盤材プラント認定書

貴社の〇〇プラントは、緑政土木局改良路盤材プラント認定条件に適合していることを確認しましたので、公共工事で使用する改良路盤材の製造プラントとして認定しましたことを通知します。

記

1. 施設名称

2. プラント所在地

3. 品質管理結果

毎年（3月～8月）、（9月～2月）毎に改良路盤材の品質管理結果を整理保管し、まとまり次第速やかに緑政土木局長に提出してください。

4. 有効期限

令和〇〇年〇〇月〇〇日から1年間

但し、提示された品質管理結果が、品質基準に適合し緑政土木局長が良好な管理と認定した場合には、1年間の自動延長を認めたものとします。

また、品質管理結果が、品質基準に適合しない場合には、別途改良路盤プラント認定無効通知書を発行し、公共工事に使用する改良路盤材の製造プラントから、除外するものとします。

NO. 14
(様式 4)
令和 年 月 日

(あて先)
事業者の名称
施設名称
代表者
様

名古屋市緑政土木局長

印

改良路盤材プラント認定書無効通知

貴社の〇〇プラントは、令和〇〇年〇〇月～〇〇月における改良路盤材の品質管理結果が、緑政土木局改良路盤材プラント認定条件のうち品質基準に適合していないため、令和〇〇年〇〇月〇〇日で通知しました改良路盤材プラント認定書の無効を通知します。

記

1. 施設名称

2. プラント所在地

NO. 15
(様式 5)
令和 年 月 日

(あて先)
事業者の名称
施設名称
代表者
様

名古屋市緑政土木局長

印

改良路盤材プラントの品質管理結果について（通知）

貴社の〇〇プラントは、令和〇〇年〇〇月～〇〇月における改良路盤材の品質管理結果が、緑政土木局改良路盤材プラント認定条件のうち品質基準に適合していると確認しましたので通知します。

記

1. 施設名称
2. プラント所在地